



医師の働き方改革施行後調査について

令和6年7月17日 健康医療局保健医療部医療整備・人材課

医師の働き方改革の施行後調査概要

医師の働き方改革の施行後の状況を確認する目的で

- ・ 派遣医師の引き揚げの有無
- ・ 診療体制への影響（救急医療・周産期医療等）
- ・ 地域医療への影響等

について、厚生労働省より調査依頼があったものです。

【回答方法】

Webフォーム

【回答期日】

7月23日（火）

※対象となる医療機関様には依頼とWebフォームを送付済みです。

医師の働き方改革の施行後調査 調査対象

【対象医療機関】

- ① 前回までの調査で下記いずれかに該当する回答であった医療機関
 - ・ 医師の働き方改革の施行に伴う診療体制の縮小見込みを「有」とした医療機関
 - ・ 医師の引き揚げによる診療体制への縮小が見込まれるとした医療機関
- ② 三次救急医療機関、二次救急医療機関（または救急告示医療機関）
- ③ 夜間休日急病診療所・休日急患診療所 等
- ④ 分娩を取り扱う病院・診療所（院長のみが診療を行う診療所を除く。）
- ⑤ ①～④のほか、地域医療提供体制を維持するために必須となる医療機関（院長のみが診療を行う診療所を除く。）

※大学病院本院を除く

締め切り ○月○日 返送先 ○○県○○課

医師の働き方改革の施行後実態調査票

医療機関種別(いずれかに○)		病院	有床診療所	夜間休日急病診療所・ 休日急患診療所 等
医療機関名				
医療機関コード(10桁) (※)				
ご担当者	部署			
	氏名			
	電話番号	e-mail		

※ 医療機関コードとは、レセプト請求で使用する10桁の番号(「都道府県番号(2桁)」+「点数区分番号(1桁)(医科:“1”）」+「医療機関番号(7桁)」)です。医療機関番号(7桁)は地方厚生局ホームページでご確認いただけます。

適用水準の対象医師数について

問1 令和6年4月時点における適用水準医師数(対象医師数を記載、該当しない場合0を記載)

水準	対象医師数
B水準	人
連携B水準	人
C-1水準(臨床研修医)	人
C-1水準(専攻医)	人
C-2水準	人

医師の働き方改革に関連した引き揚げ(派遣医師数の減少)の状況について

問2 大学等の医療機関から派遣されている医師の働き方改革に関連した引き揚げ(派遣医師数の減少)の状況【いずれかに○。回答が「1」の場合は問2-1へ進む】

1. 派遣元医療機関からの派遣医師数が減少した(問2-1へ)
2. 派遣医師数の減少はなかった(問3へ)
3. 医師派遣は受けていない(問3へ)

問2-1 医師の働き方改革に関連した派遣医師数の減少があった診療科名と、常勤医師数^{*}、非常勤医師の有無、それぞれの派遣元医療機関名

※ 常勤医師とは労働契約上、1週間の勤務時間が32時間以上である医師

診療科名	常勤医師の派遣医師数の減少人数	派遣元医療機関名	非常勤医師の派遣医師数の減少の有無	派遣元医療機関名
	人		有・無	
	人		有・無	
	人		有・無	
	人		有・無	
	人		有・無	

医師の働き方改革の施行に伴う救急医療提供体制への影響について

問3 三次救急医療機関、または二次救急医療機関(または救急告示医療機関)のいずれかに該当しますか。【いずれかに○】

1. 該当する
2. 該当しない

(※問3の回答に関わらず、以降の質問もご回答ください)

問4 医師の働き方改革の施行に伴う医師の引き揚げや時間外・休日労働時間の上限規制等による自施設の救急医療提供体制への影響(概ね令和6年1～5月に行ったもの)についてお尋ねします。

【いずれかに○。回答が「1」又は「2」の場合は問4-1以降へ進む】

1. 診療体制の縮小等を行った(問4-1へ)
2. 診療体制の縮小等を行っていないが、縮小等を予定しており準備を進めている(問4-1へ)
3. 診療体制の縮小等を行っていない(今後も予定していない)(問5へ)

問4-1 救急医療提供体制の縮小等の内容について、具体的にお尋ねします。

【該当するもの全てに○】

1. 救急の診療時間の縮小
2. 救急対応を行う医師数の削減
3. 救急当番日の見直し
4. 手術症例の制限
5. 対応可能な診療科の制限
6. その他 ()

問4-2 問4で「1」又は「2」を選択された、主たる理由をご回答ください。【いずれかに○】

1. 周辺の医療機関における救急医療提供体制の充実
2. 貴医療機関における救急医療提供体制の縮小
 - 2-1 派遣医師数の減少や異動による救急科の体制の縮小
 - 2-2 救急科以外の診療科の体制縮減
 - 2-3 A水準を維持するための、救急車応需の差し控え
 - 2-4 取得した宿日直許可の維持のために救急車応需の差し控えが必要と考えたため
 - 2-5 その他の縮小 ()
3. 救急医療提供体制と関連のない理由(医療需要の変化、高齢者施設の減少 等)
4. その他 ()
5. 不明

問 4-3 診療体制の縮小等による、地域の救急医療提供体制への影響についてお尋ねします。

【いずれかに○。回答が「1」又は「3」の場合は問4-4へ進む】

1. 自施設の診療体制の縮小等により、地域の救急医療提供体制の確保は困難となる見込み(問 4-4 へ)
2. 自施設の診療体制の縮小等を行っても、地域の救急医療提供体制は確保できる見込み(問 5 へ)
3. 地域の救急医療提供体制への影響は不明(問4-4へ)

問 4-4 問 4-3で「1」又は「3」を選択された、具体的な状況・理由をご回答ください。

具体的な状況・理由

例)時間外・休日労働時間が年1860時間に達するおそれのある循環器内科の医師に対して診療制限が必要であると考えて、二次医療圏でその医師のみが行えるカテーテル治療が行えなくなるため、今後、そのカテーテル治療を希望される本地域の患者は隣県の医療機関に移っていただく必要がある。

問4-5 問4-3で「1」又は「3」を選択された場合、貴院における今後の対応予定についてご回答ください。【該当するもの全てに○】

1. 現状では特に追加の対応は不要と考え、対応予定はない
2. 特例水準の指定申請を行う・考慮(検討)する
3. 自院の医師の働き方の見直し(医師の雇用、タスク・シフト/シェア、ICT の活用 等)を行う・考慮(検討)する
4. 都道府県等(勤務環境改善担当、救急担当 等)や医療勤務環境改善支援センターに相談を行う・考慮(検討)する
5. 地域の医療機関間で救急医療提供体制の協議(輪番制の見直し、役割分担 等)の要請を行う・考慮(検討)する
6. その他 ()
7. 未定

医師の働き方改革の施行に伴う周産期医療提供体制への影響について

分娩取扱施設のみお答えください。(分娩を取扱わない医療機関は問7へ進んでください。)

問5 総合周産期母子医療センター、地域周産期母子医療センターに該当しますか。

1. 該当する
2. 該当しない

(※問5の回答に関わらず、以降の質問もご回答ください)

問6 医師の働き方改革の施行に伴う医師の引き揚げや時間外・休日労働時間の上限規制等による自施設の周産期医療提供体制への影響(概ね令和6年1～5月に行ったもの)についてお尋ねします。【いずれかに○。回答が「1」又は「2」の場合は問6-1、問6-2へ進む】

1. 診療体制の縮小等を行った。(問6-1、問6-2へ)
2. 診療体制の縮小等を行っていないが、縮小等を予定しており準備を進めている(問6-1、問6-2へ)
3. 診療体制の縮小等を行っていない(今後も予定していない)(問7へ)

問6-1 周産期医療提供体制の縮小等の内容について、具体的にお尋ねします。

【該当するもの全てに○】

1. 産科の診療時間の縮小
2. 産科対応を行う医師数の削減
3. 分娩取扱の停止
4. オープン/セミオープンシステムの活用
5. 分娩取扱数の削減
6. ハイリスク妊娠の受け入れ停止
7. ハイリスク妊娠の受け入れ制限
8. その他 ()

問6-2 診療体制の縮小等による、地域の周産期医療提供体制への影響についてお尋ねします。

【いずれかに○。回答が「1」又は「3」の場合は問6-3、問6-4へ進む】

1. 自施設の診療体制の縮小等により、地域の周産期医療提供体制の確保は困難となる見込み(問6-3、問6-4へ)
2. 自施設の診療体制の縮小等を行っても、地域の周産期医療提供体制は確保できる見込み(問7へ)
3. 地域の周産期医療提供体制への影響は不明(問6-3、問6-4へ)

問6-3 問6-2で「1」又は「3」を選択された、具体的な状況・理由をご回答ください。

具体的な状況・理由

例)ハイリスク妊娠の受け入れが困難になり、今後、ハイリスク妊娠の管理については本地域の患者は隣接する医療圏の医療機関に移っていただく必要がある。

問6-4 問6-2で「1」又は「3」を選択された場合、貴院における今後の対応予定についてご回答ください。【該当するもの全てに○】

1. 現状では特に追加の対応は不要と考え、対応予定はない
2. 特例水準の指定申請を行う・考慮(検討)する
3. 自院の医師の働き方の見直し(医師の雇用、タスク・シフト/シェア、ICT の活用 等)を行う・考慮(検討)する
4. 都道府県等(勤務環境改善担当、周産期担当)や医療勤務環境改善支援センターに相談を行う・考慮(検討)する
5. 地域の医療機関間で医療提供体制の協議(オープン/セミオープンシステムの活用、役割分担 等)の要請を行う・考慮(検討)する
6. その他 ()
7. 未定

医師の働き方改革の施行に伴う診療体制(救急・周産期医療を除く)への影響について

問7 医師の働き方改革の施行に伴う医師の引き揚げや時間外・休日労働時間の上限規制等による自施設の診療体制(救急・周産期医療を除く)への影響(概ね令和6年1～5月に行ったもの)についてお尋ねします。【いずれかに○。回答が「1」又は「2」の場合は問7-1以降へ進む】

1. 診療体制の縮小等を行った(問7-1へ)
2. 診療体制の縮小等を行っていないが、縮小等を予定しており準備を進めている(問7-1へ)
3. 診療体制の縮小等を行っていない(今後も予定していない)(問8へ)

問7-1 診療体制の縮小等の内容について、具体的にお尋ねします。【該当するもの全てに○】

1. 外来診療の縮小(診療時間の短縮、診療枠の削減 等)
2. 入院患者の受入の縮小
3. 手術症例の制限
4. 診療科の廃止
5. その他 ()

問7-2 問7-1 で回答した選択肢に該当する診療科を選択し、具体的な影響と併せてご回答ください。【該当するもの全てに○】

1. 内科
2. 外科
3. 小児科
4. その他()

具体的な影響

例)(1.内科 を選択) 消化器内科において、派遣医師数の減少により、土曜日の消化器内科外来が隔週での診療となった。

問7-3 診療体制の縮小等による、地域の医療提供体制への影響についてお尋ねします。

【いずれかに○。回答が「1」又は「3」の場合は問7-4、問7-5へ進む】

1. 自施設の診療体制の縮小等により、地域の医療提供体制の確保は困難となる見込み(問7-4、問7-5へ)
2. 自施設の診療体制の縮小等を行っても、地域の医療提供体制は確保できる見込み(問8へ)
3. 地域の医療提供体制への影響は不明(問7-4、問7-5へ)

問7-4 問7-3で「1」又は「3」を選択された、具体的な状況・理由をご回答ください。

具体的な状況・理由

例)時間外・休日労働時間が年1860時間に達するおそれがある循環器内科の医師の診療制限が必要であると考えているが、二次医療圏でその医師のみが行えるカテーテル治療が行えなくなるため、今後、そのカテーテル治療を希望される本地域の患者は隣県の医療機関に移っていただく必要がある。

問7-5 問7-3で「1」又は「3」を選択された場合、貴院における今後の対応予定についてご回答ください。【該当するもの全てに○】

1. 現状では特に追加の対応は不要と考え、対応予定はない
2. 特例水準の指定申請を行う・考慮(検討)する
3. 自院の医師の働き方の見直し(医師の雇用、タスク・シフト/シェア、ICT の活用 等)を行う・考慮(検討)する
4. 都道府県等(勤務環境改善担当)や医療勤務環境改善支援センターに相談を行う・考慮(検討)する
5. 地域の医療機関間で医療提供体制の協議(輪番制の見直し、役割分担 等)の要請を行う・考慮(検討)する
6. その他 ()
7. 未定

その他

問8 医師の働き方改革の施行による医療提供体制の変化について、上記以外に貴院における具体事例がございましたら記載してください。

自由記載欄

調査は以上です。ご協力ありがとうございました。